



災害復興公営住宅とペット飼育の課題：東日本大震災の復興に阪神淡路大震災・中越地震の経験を活かす（特集 東日本大震災と防災(2)）

山地，久美子

(Citation)

兵庫地理, 58:1-8

(Issue Date)

2013-03-31

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003259>



災害復興公営住宅とペット飼育の課題

—東日本大震災の復興に阪神淡路大震災・中越地震の経験を活かす—

山地久美子

1. はじめに 研究課題の背景と調査方法

東日本大震災では全壊 128,801 戸、半壊 269,661 戸、一部破損 738,571 戸の住宅被害があり、今も 31 万 3329 人の方が避難している。各地で自力再建住宅、災害復興公営住宅が建設される中で、3 月 30 日から青森県、岩手県、宮城県、福島県の 4 県 9 地区で公営住宅 161 戸の入居が始まる。住宅の整備は平成 27 年でも 9 割未満と予測されており復興は遅れていると言わざるを得ない(復興庁 2013)。そのような状況の中で東日本大震災の被災地ではペット飼育を認める公営住宅の建設が議論されている。兵庫県や神戸市の阪神淡路大震災の経験をモデルとしている事業体があるものの、これまで阪神淡路大震災のペット飼育の可能な公営住宅は調査研究がなされてきていないため、資料の入手等が難しいと聞く。そこで本稿では阪神淡路大震災で初めてペット飼育可の公営住宅が建設された背景とその対応を紹介し、住宅建設と運営における課題を提示する。

阪神淡路大震災(1995 年)の復興でペット飼育可の公営住宅は新聞記事やペット雑誌や不動産雑誌で建設の経緯やハード面の整備が紹介されているものがあるが、ペット飼育可の公営住宅への関心は低い。公営住宅の調査研究としては天野(2011)が大阪府営住宅でペット飼育が居住者の心身の健康維持に有益であることをヒアリング調査から明らかにしている。しかし、対象を一般公営住宅での犬の飼育者に限定しているため一般化することは難しい。そこでここでは 2007 年から 2013 年にかけて地方公共団体に実施したヒアリングおよび資料調査を基に災害復興公営住宅にペット飼育可の住宅が導入された経緯を中心に考察する。

2. 災害からの復興とペット飼育可公営住宅の建設

阪神淡路大震災の災害復興公営住宅では兵庫県と

神戸市が被災者への対応としてペット飼育可の住宅を建設し、現在もモデル事業としてペットの飼育が認められている。

東日本大震災では災害復興公営住宅の建設に向けた被災者への入居意向調査でペット飼育の希望が寄せられていて、仙台市がペット飼育可の公営住宅を建設予定であり、石巻市や南三陸町、岩手県の大槌町等でも導入が検討されている。

阪神淡路大震災の災害復興公営住宅では当初、ペット飼育が認められず、仮設住宅から恒久住宅に移行できなかった被災者への対応が問題になった。新潟県中越地震(2004 年)の災害復興公営住宅でも当初、ペット飼育が認められていなかった。応急仮設住宅ではペット飼育が許可されていたが、災害復興公営住宅の入居者のペット飼育を禁止していたため、ペットを手放して安楽死させた入居者がいる事が明らかになり社会問題化していた(木村 2006)。その後、長岡市は 2006 年に一部の住宅でペット飼育を許可するよう方針変更し、小千谷市はペット飼育可仕様の災害復興公営住宅を建設している。

阪神・淡路大震災では数年の議論を経てペット飼育可の災害復興公営住宅の建設が認められたにも関わらずその経験が中越地震の復興では当初生かされていなかった。東日本大震災では避難所や仮設住宅でペットを連れた世帯が多数確認されている。避難所と仮設住宅まで連れてきたペットを手放しての(場合によっては安楽死もある)災害復興公営住宅への入居は理解されないであろう。ペット飼育について災害復興公営住宅の建設計画段階で検討する市町村の柔軟な対応は注目されるべきで、過去の災害復興の経験を活かして早い時期からペット飼育可住宅の提供が求められる。

3. 公営住宅でのペット飼育の現状と課題

現代社会ではペットを飼育者が増え、コンパニオン・アニマルとしてのペットの存在が注目されている。民間ではペット飼育可の集合住宅が 1980 年代には導入されていて、2008 年に販売された集合住宅では 8 割以上がペット飼育可である。

一方で、全国の公営住宅ではペット飼育は原則として禁止されている。公営住宅法・同施行令・施行規則にはペット飼育自体が不可との明文規定はない。法的な根拠がないにもかかわらずペット飼育が認められないのはペットの鳴き声や臭いなどが他の居住者への迷惑となり、それが公営住宅法・条例の「迷惑行為の禁止」に該当すると解釈されるためである。公営住宅の管理側にとってはペット飼育・騒音・駐車場への対応が三大課題とされていて、入居時にペット飼育をしない旨の誓約書提出を求める地方公共団体もある。神戸市の場合には神戸市営住宅条例(1997 年全面改正)第 33 条 2 項において「迷惑行為の禁止」が定められており、神戸市営住宅迷惑行為処理要綱第 2 条の「迷惑行為の基準」

として「(1) 犬、猫、又は他の動物(迷惑な鳴き声を出すもの、他人に危害や迷惑をかけやすいものなど)等の飼育により、近隣者の安眠妨害、近隣者への傷害行為、又は衛生上著しい問題を起こす行為」と規定している。この迷惑行為処理要綱に則って神戸市は(飼育が許可されていない)一般公営住宅への入居時に神戸市住宅供給公社理事長宛に飼育をしない旨の誓約書の提出を受けてから入居通知書を発行している。

ペット飼育が認められている公営住宅は全国に数例あり、その中で二つのタイプがある。一つは被災者向けの災害復興公営住宅に限定して飼育を許可するタイプ(表 1)で、もう一つは一般公営住宅でペット飼育を許可するタイプ(表 2)である。さらに、住宅の仕様では「共生型」と「一般住宅」があり、「共生型」とはペットのくぐり戸付きドアやペット用のトイレ用空間等が設置できるようハード面で整備された住宅のことである。兵庫県はペット飼育仕様の住宅と他の県営住宅との差異性から災害復興公営住宅におけるペット飼育の正当性を明確にしてい、家賃には利便性係数が 2%計上されている。

表 1 ペット飼育可の災害復興公営住宅

団地名	兵庫県営白川台東鉄筋	兵庫県営鹿の子台南鉄筋	神戸市営ベルデ玉津住宅	神戸市営鹿の子台南住宅	長岡市営長倉団地	小千谷市木津団地 日吉団地	柏崎市営駅前地区 西山地区
開始年	1998 年				2006 年	2006 年	2008 年
飼育可住宅数	44 戸	55 戸	34 戸	35 戸	10 戸	9 戸	40 戸
仕様	共生型	共生型	一般住宅	一般住宅	一般住宅	共生型	一般住宅

表 2 ペット飼育可の一般公営住宅

団地名	東京都都営住宅動物適正飼育モデル事業 2 団地	大阪府営住宅 11 団地の 12 自治会	大分市営羽田住宅	上越市営子安住宅	上砂川町営東町団地	松本市営松本駅北団地(他 13 団地)
開始年	2002～10 年	2005 年～	2002 年～	2003 年～	2009 年～	2003 年～
飼育可住宅数	—	12 自治会の管轄戸	1棟 3 戸		3 棟 18 戸	25 戸
仕様	一般住宅	一般住宅	一般住宅	共生型	一般住宅	共生型

表2にあるように、一般の公営住宅では対象となる住宅の建替を機に共生型住宅を建設した地方公共団体がある(上越市営子安住宅・松本市営松本駅北団地等)。その他に住民側からの要望によってペット飼育を認めた地方公共団体もある。その一つは大阪府営住宅で、自治会の8割以上がペット飼育に賛成した場合に限って認め(「黙認」)している。いずれの住宅の場合も自治会あるいは飼い主がペット管理委員会を設置し、飼育規約を設けて飼育のマナーを守るよう指導している。

このように公営住宅でのペット飼育を一定の条件の下で認める地方公共団体がある一方で、ペット飼育禁止の原則を守り厳格に対応する地方公共団体もある。北海道三笠市では2005年にペット飼育者に対し3年の猶予期間を設けた上で里親制度等を利用してペット飼育をやめるか、あるいは住宅を退去するよう求めた。尼崎市ではペット飼育が問題となり、条例で公営住宅のペット飼育による鳴き声、臭い、畏怖などを迷惑行為として定めた。最近では大阪市議会で市営住宅でのペット飼育を迷惑行為として対処するようとの意見がだされ注目されている。

4. 災害復興公営住宅においてペット飼育が議論された経緯

阪神淡路大震災の復興住宅で公営賃貸住宅制度には(1)公営住宅、(2)特定優良賃貸住宅、(3)住宅・都市整備公団住宅、(4)再開発系住宅(都市計画事業用受皿住宅等)、(5)改良住宅の5種類があり、公営住宅の建設ではコレクティブハウジング、ペット共生住宅、グループ入居が新たな取り組みとして採用されている(檜谷 2005)。

兵庫県は「ひょうご住宅復興3ヵ年計画」で約38,600戸の災害復興公営住宅の供給計画を提示している。被災者の一日も早い生活再建のために早期の供給開始が求められたが、入居予定者の属性は多様で、様々な住戸性能が求められたため計画・設計には多くの課題あった。

ペットについては、一般の公営住宅でペット飼育は禁止事項であるため災害復興公営住宅においても当初からその方針が維持されていた。神戸市獣医師会と

ボランティアによる支援と国内外の動物愛護団体の行動には著しいものがあつた。災害復興公営住宅の建設計画が発表され、そこでペット飼育が認められないことが明らかになると、兵庫県や神戸市に動物実験廃止を求める会(JAVA)やブリジット・バルドー財団(フランス)等から動物飼育を認めるよう求める投書や要望書が百通以上、国内外から寄せられた。兵庫県、神戸市はそれぞれ内部でペット飼育の可否について議論を重ねるが、管理上の問題から災害復興公営住宅では「ペット飼育は認めることができない」と判断され、要望には「災害復興公営住宅ではペット飼育は認められない」との回答をしている。そのため仮設住宅でのペット飼育者は自力で住宅を再建する、ペット飼育可の民間賃貸住宅に入居する、あるいは里親制度等を利用してペットを手放してから災害復興公営住宅に入居するという選択肢から選ぶしかなかったが、ペット飼育をしていた一部の被災者は恒久住宅に移行できない状況が続いた。そのような被災者の現状をメディアが取り上げ、ペット飼育可の災害復興公営住宅の必要性が社会問題化された。

5. 兵庫県知事の判断からペット飼育可住宅の建設へ

その流れを変えたのは震災当時の兵庫県知事貝原俊民氏の判断である。ペット飼育は公営住宅では認められないという担当部局の報告に対して貝原知事は「共生社会」構築を目指す中で被災動物への配慮が必要であると述べ、ペットが被災者の精神的支えとなっていることから、災害復興公営住宅においてペット飼育が認められる環境を「再検討」するよう指示を出した¹⁾。

<兵庫県>

兵庫県の担当者は貝原知事による再検討の指示を受け、都市住宅部住宅建設課(4月より住宅整備課・住宅管理課)では、ペット飼育可住宅の検討を始めた。しかし、ほとんどの団地は、既に建設中であつたため計画を変更すると、完成、入居開始が遅れることから、計画変更が可能である郊外にある団地の中の一部の棟を選定し、その住宅をペット飼育仕様へと設計変更した(表3)。しかし、仮設住宅に数千匹が残っている現状

の中でその数は到底おおよぶものではなく、ペット共生住宅 44 戸の建設予定との報告に貝原知事は増設を指示している²。設計にあたっては、神戸市東灘区六甲アイランド地区の民間ペット共生住宅を視察するなどして様々な工夫がなされている。兵庫県がペット飼育可の災害復興公営住宅の建設を発表すると、メディアで大きく報道された。当時の神戸新聞夕刊の一面トップに『復興住宅にペット許可』のみだしに「一部の棟、試験実施」として掲載されている³。

表 3 兵庫県ペット共生住宅のハード整備

ペットのくぐり戸付ドアの設置
ペット用トイレ設置場所の確保
床・防塵・防臭仕上(張り替の簡略化)
浴室・毛詰まり防止の排水トラップ
壁・防臭仕上 床から1m にモールディング(張り替の簡略化)
ベランダ・落下防止 隣戸への侵入防止策

(兵庫県 2004)

<神戸市>

神戸市は兵庫県と同様に管理面の問題から、当初はペット飼育可住宅の導入を検討していなかったが、災害復興公営住宅でペット飼育検討の必要性が高まってくると、神戸市は有識者による「ペット問題研究会」を立ち上げた⁴。研究会は延藤安弘会長(千葉大学教授:当時)と旗谷昌彦委員(神戸市獣医師会会長:当時)、他 4 名で構成されペット飼育の可否を含めて検討が重ねられた。その中では、ペット飼育可住宅を「モデル住宅」として位置づけること、住宅には汎用性・負担の公平性の観点から、ハード面整備でのペット飼育仕様なしで、一般住宅のままで対応することが提案された。立地については、飼育にかかわるトラブルを避けるために自然環境に恵まれた郊外地が推奨され、ペット飼育可住宅は棟単位で実施すること、飼育希望入居者と一般入居者が混在しないように配慮することを含んだ提言が出された。神戸市はこれらの提言をもとに最終的にベルデ玉津住宅(2 棟、133 戸)の 2 号棟 34 戸、北区鹿の子台南住宅(6 棟、230 戸)の 1 号棟 35 戸の 69 戸をペット飼育可の住宅とすることとした⁵。

ペット飼育可の住宅は兵庫県と神戸市の災害復興公営住宅のいずれも郊外にある複数棟建設の一部の棟が選定されたが、入居は一元入居申込み方式で兵庫県は 1997 年 3 月には募集を終えている。兵庫県の資料によると 1997 年のペット飼育可住宅へ入居希望者は白川台団地で平均 2.1 倍、同時に募集した一般住宅は平均 0.7 倍で、ペット飼育可住宅は約 3 倍の応募があったことになる。鹿の子台団地はペット飼育可住宅への入居希望者が平均 0.8 倍、一般住宅の応募が平均 0.5 倍で、ペット飼育可住宅は約 1.6 倍の応募であった。これらの数値からも被災者がペット飼育可住宅への入居を強く希望していたことが明らかである。

6. ペット飼育可住宅への入居の課題

住宅が建設される間にペット飼育を希望する被災入居者が決定し、そこからはどのようにペット飼育を実現していくかが課題となった。兵庫県の場合、住宅はペット仕様となっているもののペット飼育の問題は、住宅よりも飼い方のマナーや近隣とのトラブルにあると考えられていた。しかし、入居後は自治会が居住者間の整合をはかっていく場となるため、兵庫県や神戸市の住宅管理側が直接対応することは殆どない。そのため兵庫県は手引書と「ペット飼育に関する規則案」を作成し自治会やペット委員会による自主的な運営体制づくりを推進した。さらに、ペット飼育を希望する入居者には誓約書の提出を求め、ペット管理委員会の意見を考慮した上で承認を受けた上でペット飼育を認めるモデル制度を推奨し、ペット委員(ペット共生住宅(住棟)の入居者全員のこと)自身によるとペットのためのコミュニティ形成を促す仕組みづくりを行った。

兵庫県と神戸市のペット飼育可住宅への入居は 1998 年の 4 月から 5 月にかけて行われている。ここで注目されるのはペット飼育を希望する入居予定者は事前に「しつけ教室」への参加が義務付けられている点である。ペットの「しつけ教室」とは兵庫県と神戸市、神戸市獣医師や動物愛護団体が主催する研修会のことで、入居直前の 1998 年春に開催されている。そこでは円滑な居住生活を目的としたペット飼育の状況調査、飼い方のルールや飼い主の会の会則作成の説明等が

行われていた⁶。この他に、兵庫県は入居予定者に手引き書『ペットと生活するために』を配布し、神戸市は手引き資料(「市営鹿の子台南住宅 1 号棟へ入られる方々へ」等)を入居予定者へ配布している。

ペット飼育者は責任を持って集合住宅での生活ルールを守るように仕組みづくりがなされたが集合住宅でのペット飼育には一定のルールが必要となるため、入居後には動物福祉関係者が支援していた。2001 年の資料によると兵庫県と神戸市それぞれのペット飼育の状況は次の表 4 のとおりであるが、この時の調査では、(1)繁殖を目的とした多頭飼育、犬・猫以外の動物を飼育するなどのルールを守らない入居者がいること、(2)近隣の(飼育禁止)一般棟でペット飼育をする入居者が増加していることが問題点として挙げられている。

7. おわりに

阪神・淡路大震災では災害復興公営住宅を建設供給する中で、被災動物の保護、そして、被災者の精神的支え＝コンパニオン・アニマルとしての動物にどのように対応していくかが社会問題化されたことによって、公営住宅においてもペット飼育を認めるという特例の形で対応された。被災者の声、動物愛護団体の働きかけ、

当時の兵庫県知事の決断、その後の住宅供給側の努力によって、被災から2年近くを経てからの導入に至ったことが明らかになった。

兵庫県と神戸市のペット飼育可の公営住宅は現在もモデル住宅として継続されている。震災から 18 年が経過した現在、災害復興住宅としての募集のくくりはなく、空室が出た場合にはペット飼育の入居希望者が応募できるようになっている。兵庫県の『兵庫県営住宅募集要項』(平成 18 年)では「ペット共生住宅」について「県営住宅ではペットの飼育は認めていませんがペット共生住宅は、ペットのくぐり戸、床の防塵・防臭仕上げ等の特殊な仕様になっており、ペットを飼育することができます」と説明している。神戸市の場合は『神戸市営住宅入居のご案内』の中で「ペット飼育可能住宅」を特定目的住宅として「ペットを適切に飼育、他人に迷惑をかけず、ペットと共に楽しい共同生活を営む事を目的とした住宅」と明記している。兵庫県と神戸市は、市民からの要望があるもののペット飼育可の公営住宅の増設を認めていない。兵庫県では他の住宅への新たな展開について検討されたこともあるが、公営住宅は「住宅困窮者する県民に対して低廉な家賃で住宅を供給することを主目的」としており、高齢者対応の課題と比べて、

表 4 災害復興公営住宅 ペット飼育の状況 (2001 年)

団地名	兵庫県営白川台東鉄筋	兵庫県営鹿の子台南鉄筋	神戸市営ベルデ玉津住宅 2 号棟	神戸市営鹿の子台南住宅 1 号棟
管理開始月日 1998 年	4 月 16 日	4 月 14 日	5 月 1 日	4 月 1 日
管理戸数	89 戸	150 戸	34 戸	35 戸
ペット飼育可住宅数	44 戸	55 戸	34 戸	35 戸
ペット飼育入居数	42 世帯	52 世帯	34 世帯	35 世帯
ペット管理委員会	有	有	有	有
	自治会の中にペット飼育委員会(飼育者全員会員)	自治会役員の中にペット委員 3 名を選任	独立して設置	独立して設置
ペット飼育規約など	無	有	有	有
入居条件	・現にペットを飼育している ・ペットは犬(小型犬)又は猫(室内飼育)のどちらか1匹を飼育する		飼い主の会(ペット管理委員会)に加入し、会則を遵守すること	

兵庫県提供資料

公営住宅の目的と役割からみた必要性和緊急度が低いと考えられたため、新規供給は当面行わないことになっている。しかし、大分市をはじめ複数の地方公共団体が兵庫県と神戸市を公営住宅にペット飼育可の住宅政策を導入した「先進モデル」として見学に訪れていて、今後は災害復興時の緊急性の中で導入されたペット飼育可能住宅がどのような形で維持・運営されているのか長岡市、小千谷市、柏崎市の災害復興公営住宅を含めた追調査が必要であると考え。

2012年には動物の愛護及び管理に関する法律が改正されているが、災害対応においては東日本大震災を受けて、既に中央防災会議の『防災基本計画』2011年12月修正で「避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする」および「応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする」との文言が明記されている。東日本大震災の被災地では宮城県亘理町、岩手県の陸前高田市や釜石市など複数の応急仮設住宅でペットを連れての入居が容認されている。その被災者が避難所から応急仮設住宅に、そして恒久住宅に移行する際にペットを伴うことができるよう国や地方公共団体は初めからペット飼育可の住宅を検討・準備する必要があるのではないかと。本稿でみてきたようにそれには居住者がルール遵守が重要で住宅の入居後は自治会・ペット飼育委員会が責任もって対応する仕組みが求められる。住宅供給側は兵庫県や神戸市が実施したように入居前にしつけ教室等を開催し、居住者間の親睦を図った上で、規則等を徹底し、さらに入居後もしばらくは支援できるような体制を事前にたてておく必要がある。災害復興公営住宅でペット飼育を実現するためには飼育者側が配慮・マナーを徹底し、すべての居住者にとって穏やかな生活を保障することは言うまでもない。

謝辞

日本学術振興会人文・社会科学振興プロジェクト「多元的共生社会の構築—被災地の現場における共生社会の構築」(グループリーダー:岩崎信彦)および基盤研究(B)(海外学術調査)「ジェンダーと災害復興—制度設計と生活再建をめぐる課題に関する国際比較研究」(研究代表者:山地久美子)の研究成果の一部である。

調査では数多くの方にご協力をいただき、垂水英司氏、大山義郎氏、菅原康雄氏、堀田雅司氏、旗谷昌彦氏、中島克元氏および松田早苗氏には貴重な資料の提供を受けた。ここに記して深謝する。

参考文献・資料

天野靖子(2011):犬と住む—公営住宅団地におけるペット飼育の可能性—,住宅会議 81,pp.38-41.

金児 恵(2006):コンパニオン・アニマルが飼主の主観的幸福感と社会的ネットワークに与える影響,心理学研究 77-1,pp.1-9.

木村悟隆(2006):仮設住宅の居住性,新潟県中越地震被害報告書,長岡技術科学大学,pp.154-163.

月刊不動産流通(2000):災害復興住宅に被災者支援の一環としてペット共生モデル事業実施,2000年3月,pp.55-57.

猫吉犬吉(近畿版)(2001):神戸発・全国で初めての<ペットと暮らせる公営住宅>を検証,pp.46-47.

檜谷美恵子(2005):災害復興公営住宅における取り組み,復興10年総括検証,兵庫県,pp.376-415.
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/documents/000038703.pdf>

兵庫県県土整備部(2004):『過去の先導的施策等の検討調査報告書』,兵庫県

兵庫県都市住宅部住宅整備課(1998):『住まいの創造的復興をめざして—震災から3年間の災害復興営住宅のあゆみ』,兵庫県

兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録編集委員会編(1996):『兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録』

復興庁(2013):復興の現状と取組[平成25年3月26日]

http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130326_sanko05.pdf

山地久美子(2007):日本の住宅政策と高齢者福祉—震災復興公営コレクティブハウジングの導入をめぐる、国際保健支援会 4,pp.26-37.

参考資料

「ペット飼育に関する規則」

県営鹿の子台南鉄筋住宅自治会

兵庫県都市住宅部住宅管理室

兵庫県住宅供給公社神戸事務所

第1条(目的)

この規則はペット飼育を認めるとともに、ペットを飼育しない他の居住者等の立場を尊重し、ペットの飼育に関するトラブル防止と快適な居住環境の維持向上を目的とする。

第2条(飼育可能なペット)

この規則に規定するペットとは犬(小型犬まで)および猫をいい、猛獣等危険な動物や迷惑を及ぼす動物等については飼育を認めない。

また、成獣時で抱きかかえられる大きさのものとし、1戸あたり頭(匹)数については1頭(匹)とする。

第3条(ペット管理委員会)

1. 適正な飼育をし、他に迷惑を及ぼすことのないよう自主管理を行うために、県営鹿の子台南鉄筋自治会にペット管理委員会(以下『委員会』という。)を設置する。

2. 委員会は、3名をもって構成(県営鹿の子台南鉄筋受託のペット飼育可能住宅4・5号棟より選出)し、委員長1名、委員2名を置く。

第4条(定例会等)

1. 委員会は定期的に例会を開き、ペット飼育に関する情報交換を行う。

2. 県営鹿の子台南鉄筋住宅住民および近隣住民からペット飼育に関する苦情があった場合、速やかに臨時会を開き、対応する。

3. ペット飼育講習会等を開催し、適正な飼育や飼育マナーの向上等を図る。

第5条(申請書に関する手続き)

ペットを飼育しようとする者は、委員会を経由して、自治会長に対し、別紙申請書と次に掲げるものを添付して申請を行う。

(1) 誓約書

(2) 自治会長より要請があれば次の書類および証明書を提出すること。

① 去勢または不妊手術等の証明書

② 予防注射及び登録等の書類

③ その他

第6条

委員会は、前条の申請があった場合は、この規則に照らして審査を行い、意見をつけて自治会長に提出する。

第7条

自治会長は、前条の委員会の意見を考慮し、申請者に対して承認又は不承認を連絡する。

第8条

譲渡又は死亡等の理由によりペットを飼育しなくなった場合には、速やかに委員会に届出を行うこと。

第9条

飼育者は毎年、法で定められた予防接種及び登録を確実にを行い、獣医師による定期的な健康診断を年1回以上受けなければならない。

第10条

飼育者は適正な飼育(団地内の清潔な環境の維持)に努めるとともに次のことを守らなければならない。

(1) 飼育は室内において行い、ベランダやバルコニーへ出さないこと。

① 室外に連れて出るときはリード(引き紐)でつなぐ(抱き抱える)こと。

② 室外に連れて出るときは他の入居者及び近隣の住民に迷惑をかけたり、不快の念を抱かせないように努めること。

(2) ベランダで給餌・排尿・排便の処理を行わないこと。

① 室内にペット用トイレを設置し、排尿・排便はそこでさせること。

② 室外でペットが排泄(砂場では糞尿させないこと)した場合は糞便を必ず持ち帰ること。

(3) 体毛がベランダ等から飛ばないようにすること。

① ペットのブラッシング・カット・抜け毛の処理は室内で行うこと。

② ペットの体を清潔に保つように努めること。

(4) ペットの鳴き声で、他の入居者及び近隣の住民に迷惑を及ぼさせないこと。

(5) 去勢又は不妊手術を受けさせること。

但し、去勢又は不妊手術が不適当な場合は委員会まで報告すること。

(6) 野良猫や野良犬に餌を与えないこと。

第11条(損害賠償等)

近隣の住民に損害等を与えた場合、飼育者は委員会と連絡を取り、誠意をもって対応すること。

第12条(承認の取消等)

1.飼育者が飼育申請書及び誓約書の提出を拒否した場合は委員会に諮った上で、自治会・兵庫県との協議の上次のことを行うこととする。

(1)ペットの飼育を禁止することがありうる。

2.飼育者がこの規則に違反し、他に著しい迷惑をかけたときは、委員会に諮った上、自治会長が嚴重注意又は警告を文書等で行う。

3.自治会長は、前項の警告等によってもなお著しい迷惑をかけ続ける飼育者については委員会に諮った上、ペットの飼育の承認を取り消すこととし、文書で通知する。

4.ペットの飼育を取り消された飼育者、一ヶ月以内にペットの飼育を止めなければならない。

第13条

ペット飼育に関する規則に対する管理は兵庫県より、県営鹿の子台南鉄筋住宅自治会に委託されて実施することとする。

第14条

ペット飼育に関する規則は平成10年9月1日より実施する。

(兵庫県提供資料)

¹兵庫地域政策研究機構理事長（インタビュー当時）・前兵庫県知事 貝原俊民氏インタビュー

2007年10月17日

² 兵庫県住宅建築局長（インタビュー当時）依藤庸正氏、公営住宅課副課長（インタビュー当時）菅原康雄氏、兵庫県住宅供給公社次長（インタビュー当時）堀田雅司氏 2008年9月3日

³ 「復興住宅にペット許可」神戸新聞夕刊1997年1月14日夕刊1面

⁴神戸市は災害復興公営住宅にコレクティブハウジングを導入する際にも研究会を立ち上げていて、新たな住宅政策の導入の際には有識者らと検討する方法を採っている（山地2007）

⁵ 当時兵庫県建築士会会長（インタビュー当時）・元神戸市住宅局長垂水英司氏、大阪湾広域臨海環境整備センター常務理事（インタビュー当時）・元神戸市住宅局管理課長大山義郎氏 2007年10月16日

⁶ 旗谷動物病院（元神戸市獣医師会長）旗谷昌彦氏

（やまじ くみこ・関西学院大学災害復興制度研究所研究員、大阪府立大学客員研究員）